

事前協議に関する要綱の概要

1 基本的な考え方

放射性物質汚染対処特措法の施行により、指定基準 (8,000Bq/kg) ^{※1}以下の産業廃棄物は廃棄物処理法の枠組みの中で処理されることとなっていることから、処理の安全性及び信頼性の確保のために必要な対応がなされている場合に限り、クリアランス基準 (100Bq/kg) ^{※2}を超える産業廃棄物の取扱いを認める。しかし、市民の放射性物質による汚染に対する不安について払拭できているといえる状況にはなく、放射能濃度がクリアランス基準を超える産業廃棄物は取り扱わないことが適当であるとの考え方を変えるものではない。

【説明】

- ※1 廃棄物を安全に処理するための基準とされる放射性物質汚染対処特措法に基づく指定基準
- ※2 廃棄物を安全に再利用できる基準とされる原子炉等規制法に基づくクリアランス基準

2 事前協議の対象となる産業廃棄物

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により^{※1}放出された放射性物質（セシウム 134 及びセシウム 137）により汚染され又は汚染のおそれのある産業廃棄物で、放射能濃度の合計（セシウム 134+セシウム 137）が100Bq/kg を超え、8,000Bq/kg 以下^{※2}のもの。

【説明】

- ※1 当該産業廃棄物の発生時期、排出工程等により、放射性物質に汚染されていないことが明らかかな場合は対象としない。
- ※2 放射性物質が濃度検査により3回以上連続して検出されず（検出下限値未満）、かつ、今後も100Bq/kg を超えて検出されないことが明らかかな場合は対象としない。

3 事前協議を必要とする産業廃棄物の処理方法と事業者

市内で次の処理を行う事業者を事前協議者とする。

- ① 保管を行う収集運搬業者又は排出事業者
- ② 中間処理を行う処分業者又は排出事業者
- ③ 最終処分を行う処分業者又は排出事業者

【説明】

- 収集運搬業者及び処分業者は廃棄物処理法に規定する呉市の許可を受けた処理業者に限り、排出事業者は自社の処理施設（保管施設を含む。）で自社処理（保管行為を含む。）する場合に限る。
- 市内で処理後に市外へ搬出する場合は搬出先の都道府県等の指示によること。

4 市内搬入処理を認める条件

処理の安全性及び信頼性の確保のために必要な次の対応がなされている場合に限る。

- ① 処理施設周辺の関係住民の承諾取得
- ② 廃棄物の受入、処理等に係る放射性物質の自主管理体制の構築
- ③ 処理施設の排ガス、放流水等の放射性物質の濃度の自主検査の実施

【説明】

- ① 合理的説明ができる地域、住民等を設定し、必要な説明（搬入処理する放射能濃度の上限値を含む。）を行い、合意（理解）を得られたと証するものを添付できるものであること。
- ② 受入れから処理、処理終了後までの放射性物質による周辺環境への影響がないよう適性な維持管理や対策を講じているものであること。
- ③ 処理に伴い生ずる施設からの排ガス、放流水等に含まれる放射性物質が周辺の生活環境に影響がないことを確認するための検査体制を講じているものであること。

5 事前協議に必要な書類

事前協議者は排出事業場ごとに次に掲げる書類を提出する。

- ①事前協議書（様式第1号）
- ②産業廃棄物性状表（様式第2号）
- ③分析証明書の写し（3か月以内に実施したもの）
- ④放射能濃度の測定結果（6か月以内に実施したもので、直近3回以上の結果）
- ⑤産業廃棄物の写真
- ⑥産業廃棄物処理業者の許可証の写し
- ⑦関係者（排出事業者・収集運搬業者・処分業者等）の役割等が記載された書面
- ⑧処理施設周辺の関係住民等の承諾書等
- ⑨産業廃棄物の自主管理体制が記載された書類
- ⑩排ガス，放流水等の放射性物質の濃度の自主検査の実施体制が記載された書類
- ⑪その他市長が必要と認める書類

6 事前協議に関して参考とする資料

空間線量率及び放射能濃度の測定方法並びに廃棄物の処理及び維持管理の方法等については、国が策定した廃棄物関係ガイドラン（事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン）を参考とすること。

【説明】

- 廃棄物処理法に基づく処理基準及び維持管理基準に加え、放射性物質汚染対処特措法に基づく基準を準用等する必要があると考えられる。

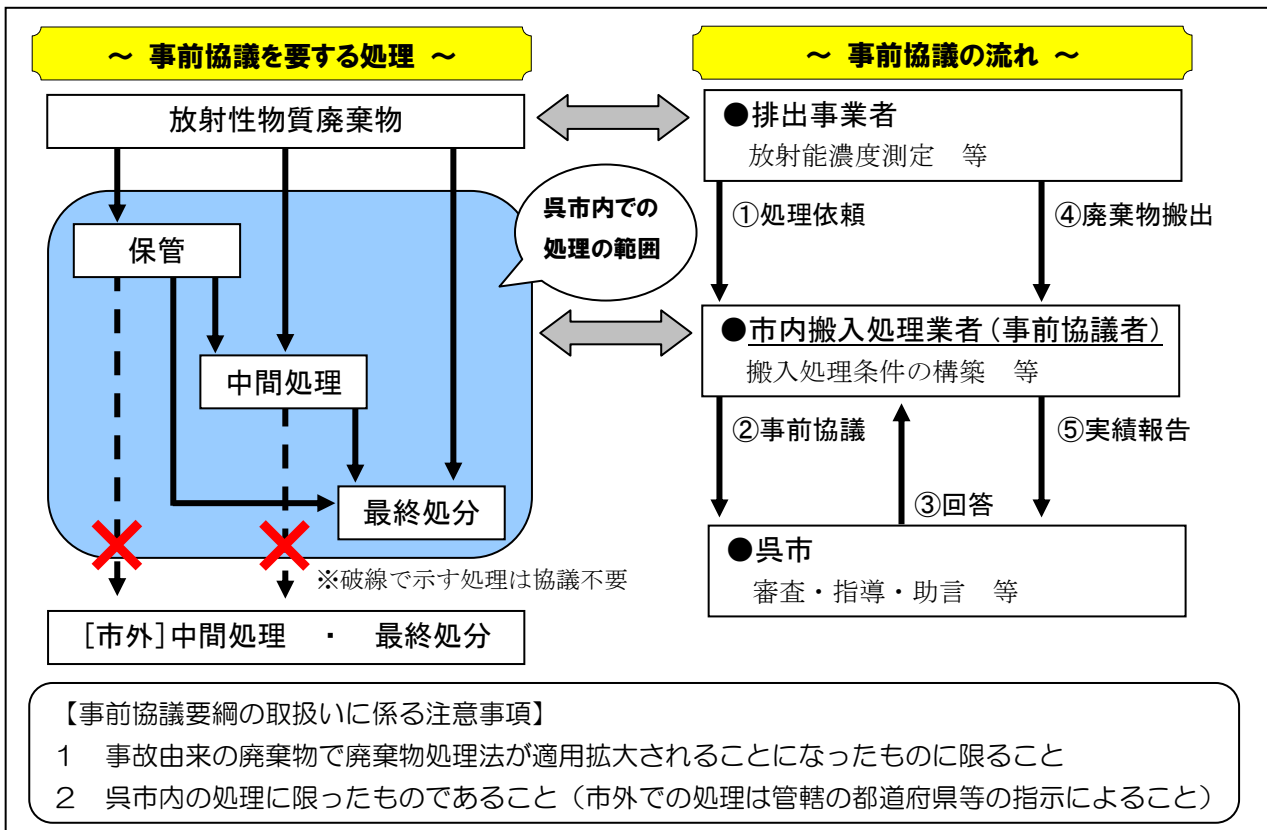


図 事前協議の概要